



平成 27 年 8 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 鈴木  
代表者名 代表取締役社長 鈴木 教義  
(コード：6785、東証第一部)  
問合せ先 取締役執行役員経理部長 倉田 一  
(TEL. 026-251-2600)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 8 月 20 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 9 月 25 日開催予定の第 46 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

当社は、平成27年6月10日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示をしておりますとおり、平成27年9月25日開催予定の第46期定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除を行います。

また、改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が拡大されたことを受け、業務執行を行わない取締役についても、新たに責任限定契約を締結できるようにして、その期待される役割を十分に発揮できるようにするための変更を行います。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 9 月 25 日
定款変更の効力発生日	平成 27 年 9 月 25 日

以 上

【別紙】

変更案の内容は、以下のとおりです。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	改 定 定 款
<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (条文省略)</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>第 5 条～第 10 条 (条文省略)</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条～第 16 条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 17 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は 10 名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 19 条 取締役は株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 21 条～第 24 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第 26 条～第 27 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (現行どおり)</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>第 5 条～第 10 条 (現行どおり)</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条～第 16 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 17 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) は 10 名以内とする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。) は 5 名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 19 条 取締役は監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員を選任することができる。</p> <p>5. 前項の補欠の監査等委員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>第 21 条～第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会招集の通知は、各取締役に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 26 条～第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の委任)</p> <p>第 28 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>



現 行 定 款	改 定 定 款
(監査役会の決議の方法) 第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役会規則) 第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。	(削除)
(監査役会の議事録) 第40条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	(削除)
(監査役の報酬等) 第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める	(削除)
(監査役の責任免除) 第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条の第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(削除)
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	(監査等委員会の設置) 第33条 当社は監査等委員会を置く。
(新設)	(常勤の監査等委員) 第34条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
(新設)	(監査等委員会の招集通知) 第35条 監査等委員会は各監査等委員が招集する。監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新設)	(監査等委員会の決議の方法) 第36条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
(新設)	(監査等委員会規則) 第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。
(新設)	(監査等委員会の議事録) 第38条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

現 行 定 款	改 定 定 款
<p style="text-align: center;">第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>第43条～第45条（条文省略）</p> <p>（会計監査人の報酬等）</p> <p>第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第47条～第50条（条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>第39条～第41条（現行どおり）</p> <p>（会計監査人の報酬等）</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第43条～第46条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（監査役の責任免除に関する経過措置）</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第46期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>